

茨市推第 846 号  
令和 3 年 7 月 31 日

地区連合自治会長の皆様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 3 年 7 月 30 日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を対象に、緊急事態宣言が発出されるとともに、その期間を令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 8 月 31 日（火）までとすることが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和 3 年 8 月 2 日（月）から 8 月 31 日（火）まで、緊急事態措置に基づく要請として、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛」や「不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙（参考資料を除く）のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

主な内容としましては、令和 3 年 8 月 2 日（月）から 8 月 31 日（火）まで、市主催の市民が参加するイベントや集会について、収容率（50％）や開催時間（午後 9 時まで）に制限を設けるとともに、公共施設等については、利用時間を午後 8 時までとしておりますので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合もございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。